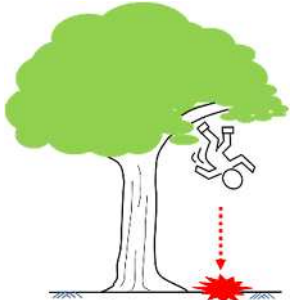





## 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生日	令和4年6月
事業の種類	
災害の概要 (注1)	<p>施設駐車場の樹木(桜)の剪定を行うため、被災者は木に登り、チェーンソーを用いて枝払い(枝の切り落とし作業)を行っていたところ、高さ約4mの箇所から墜落し、アスファルト舗装路面に頭部を強打して死亡した。</p> <p>保護帽やいわゆる命綱(墜落制止用器具やU字つり用胴ベルト)は未着用であり、墜落危険防止措置は講じられていなかった。</p> 
再発防止・類似災害防止のためのポイント (注2)	<p>樹木の剪定を行う前に、まず、高枝切りバサミ・ノコギリの使用により地上での作業や、作業床上での作業(例:高所作業車の使用)の実施について検討すること。</p> <p>地上や作業床上での作業の実施が困難な場合、脚立や三脚はしご(以下「脚立等」)を用いるようにし、足を滑らせたり、乗った枝が折れるおそれがあるため樹木上での作業は避けること。</p> <p>脚立等を使用する際は、脚立等からの墜落災害も多いことから、脚立等の安定した地面への設置、開き止めの設置、安定した作業姿勢での作業(天板上での作業、身を乗り出した作業等の禁止)を徹底すること(下記、リーフレット参照)。</p> <p>法令規格を満たす墜落制止用器具(いわゆる命綱)を着用・使用する等の墜落危険防止措置を講じること。</p> <p>立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合(フックがかけられない場合など)には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用など</p> <p>墜落時保護用の保護帽(ヘルメット)を着用し、あご紐をしっかりと締めること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● その保護帽(産業用ヘルメット)正しく使用していますか？ (<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/content/contents/hogobou20210930-matsumoto.pdf">https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/content/contents/hogobou20210930-matsumoto.pdf</a>)</li> <li>● はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！ (<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/content/contents/000839289.pdf">https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/content/contents/000839289.pdf</a>)</li> </ul> <p>(参考) チェーンソーによる伐木作業は特別教育などが必要です</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 伐木作業等の安全対策の規制が変わります！ ～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象～ (<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000524013.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000524013.pdf</a>)</li> </ul>   

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したもの。発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものととは限らない。